

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを 利用する子どもの利用料（保育料）の無償化が始まりました

※ 0歳から2歳までは住民税非課税世帯の子供たちが対象になります。

来年度、認可外保育施設や幼稚園等に入園する方は、認定等の手続きが必要な場合がありますのでご確認ください

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者】

- 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子ども(自由契約児を除く)
- 0歳から2歳までの子ども（住民税非課税世帯が対象）
※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園(町外の私立幼稚園)については、無償化となるための認定等の手続きが必要です。

【対象施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

【無償にならないもの】

- 給食費、通園バス代、行事費、教材費などの実費徴収する分。保育園については9月まで保育料に含まれていた副食(おかず・おやつなど)代。ただし、一定の条件により副食代が無償化の対象になります。
- 幼稚園については、月額上限2万5,700円を超える分。

【無償化の期間】

満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します。

子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、事前に在住の市町村から「保育の必要性の認定」を事前に受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは児童保育課にお問い合わせください。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、事前に在住の市町村から「保育の必要性の認定」を事前に受ける必要があります。

(注1)保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは児童保育課にお問い合わせください。

- 3歳から5歳までの子供たちは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。